

市民社会の片隅における関西電力の横暴

山 本 順 一

わたしは、いま在外研修の機会をいただき、アメリカの南西部、日本とは異なり ‘Every day, fair weather’ のアリゾナ州の旧都ツーソン (Tucson) にいる。瀟洒な建物のアリゾナ大学情報資源・図書館学部の中庭が見える研究室でこの原稿を書いている。わたしは5年前に桃山学院大学に着任し、経営学部に配置され、同じ9階の3つおいて東の研究室の住人が長谷川彰先生である。廊下でやさしい笑顔で挨拶をしてくださり、学部や大学院の会議で、偏見をもつことなく、新参者のわたしと対等に議論してくださったことをうれしく思っています。その経営学部、経営学研究科の長老であられる長谷川先生が定年退職されるにあたり、ぜひとも一本、拙稿を寄せようとがんばってしたためたのが本稿です。まわりに英語の本や文献へのアクセスは確保できていますが、日本語の文献はありませんし、持ってきていません。PCに蓄積されている情報と記憶をたどりながらまとめましたので、遺漏は多いと思いますが、お許し願います。日本経営史がご専門の長谷川先生には関西配電といっても通用するのですが、その後身の関西電力を、先生の学問的スタンスとはまったく異なる方向から検討しようと思います。

1. 事件の発端

2012年7月8日(日)午後8時過ぎ、勤務先の大学に近い賃貸マンションに住んでいるわたしは、関西電力の西岡(仮名)¹⁾と名乗る人物から電話を

1) 本稿に登場する人物については、インターネット検索で得た、2013年10月2日
キーワード：関西電力、民事調停、隣地境界、阪神淡路大震災、簡易裁判所

受けた。2002（平成14）年に他界した親父が残し、現在は母親の名義になっており、わたしの家族が住んでいる西宮市の住宅の隣地境界に関する話であった（数日前に西宮市の住宅に住んでいる家族から関西電力の西岡さんが見えて（名刺をおいて）、敷地境界について訪ねてこられた、との話を聞かされていた）。電話で概略の話を聞いた直後に、わたしは「先程は電話で失礼しました。用地の交渉は大変なお仕事ですね。なにかございましたらこちらのメールで」とメールし、みずからのメールアドレスを関西電力の担当者に教えた。そして、翌9日（月）午前8時過ぎに「関西電力株式会社神戸支店用地グループ 西岡」との署名のあるメールが届き、「山本様 おはようございます。関西電力(株)神戸支店の西岡です。昨日は、夜分お休みのところ、お電話で失礼いたしました。また、早速メールをいただきありがとうございます。今後は、メールもしくは電話にて連絡を取りたいと思っております」との返信を受けた。

3日後の12日（水）の夕方5時過ぎ発信の「山本様 お世話になっております。関西電力(株)神戸支店の西岡です。お仕事中、電話では失礼かと思ひ、メールさせていただきました。早速ではございますが、先日お話ししておりました（隣地）境界を越境している部分に関する確約書の案文、図面、現地写真を送りますので、ご確認いただけますでしょうか？ なお、案文の内容については、何分、難しい内容になっておりますが、ご理解いただければ有難く存じます。では、よろしく願ひいたします」とのメールを受けた（との記録がある）が、会議や授業（準備）で当日は他のメールとともにこのメールを開くことはなく、結果的に放置した。18日（水）午後6時半頃、「山本様 いつもお世話になっております。関西電力(株)神戸支店の西岡です。お忙しいところすいません。昨日、先日メールにて確約書の案文、写真、図面を送付いたしました。ご確認のほどいかがでしょうか？」という趣旨のメールを受信している。学期末で忙しく、ばたばたして、一般にメール

の阪神タイガースの先発バッティングオーダー、および監督・コーチの氏名から仮名を得た。

の処理も思うにまかせなかった。しかし、7月19日、授業の後の午後4時頃、'少し気になるのは…'という標題を付し、「西岡さん（敷地境界の）写真ですが、（現実の占有界とかなり離れており）境界票の杭ではなく、下水路の流入を示す杭（赤のマーキング）が大写しになっており、不自然です。境界票の杭はもっと境界の壁面寄りにあるはずですよ」とようやく関西電力が進めようとしている手続きにいささか疑念を抱くようになっていく。このメールには、即座に返信が戻ってきた。「さて、境界標識についてですが、確かにご指摘のように、汚水枡を示すような形の黒い矢印のプレートになっております。しかしながら、汚水枡自体が、山本様土地と弊社土地・道路用地（歩道）の三者の交点に掛かるように設置されております。その関係上、弊社の境界標識を内側（民地側に5cm）に控えて設置させていただいております。また、ブロック塀につきましても、境界ギリギリではなく、弊社土地側に控えて設置させていただいております。従いまして、写真では見づらいかも知れませんが、黒い矢印のプレートには、弊社の社章（赤印）を彫り込んであると思いますので、今一度ご確認いただければ幸いです（結局、最後までわたしは、不注意からか、この黒い矢印のプレートは見なかった）。みずからの敷地に構造物を建てる時に壁面後退で少し下げることが考えられるが、所有権界を示す塀をわざわざ後退させる合理的理由が見いだせず、このメールにわたしは不信感を強めた（実際、関電側はこのコンクリートブロック塀が大震災前の筆界にそって建てていたことを後に自認することになる）。

2012年7月31日午後7時前、西岡から、「お忙しいところ申し訳ありません。その後、現地のほうは確認していただけましたでしょうか？ 実は、急ぎでお話したいことがあるため、ご自宅へ伺いたいと思っております。ご都合のいい日を何日か教えていただければ、調整したいと思っております。あと、合わせてご自宅の住所を教えていただけないでしょうか？ お願いばかりで、申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。では、連絡をお待ちしております」とのメールを受けている。翌8月1日にも同様のメール

を西岡から受けたようである。

8月6日午後5時頃、「いつもお世話になっております。関西電力(株)神戸支店の藤川と申します。昨日、一昨日にお送りさせていただきましたメールは、ご覧になっていただけましたでしょうか？ 多くのメールが届いておられるのだと思いますが、一度ご確認いただけないでしょうか。お忙しいところ恐縮ですが、何卒、よろしく願いいたします」というメールを西岡の上司だと思われる藤川からもらっている（関電所有とされる隣地を関電が速やかに売却の手続きを進めていることが後にわかった）。実は、藤川からはこのあと5回程度確約書にハンコをつけたのメールを受けただけでなく、自宅で休んでいるところに電話を受け、思うところをかなり正直に述べた記憶がある（このやりとりは紛争が裁判所の場に出たところで明らかにする）。

2. 関西電力からの文書

このときには、すでに関西電力株式会社神戸支店用地グループから送られてきていた文書には眼を通していた（すぐには態度を決めかねていたこともあり、同じ文書を若干の時間をおいて、複数回受け取った）。送られてきた封筒のなかには、問題の土地を記した登記簿の謄本と図面の写し、現況写真なるもの、亡くなった父親の署名のある1996（平成8）年4月16日付けの筆界確認書、そして関西電力株式会社神戸支店長 青嶋義晴を名宛とする確約書なるものである。

1995年（平成7年）1月17日に発生した阪神淡路大震災の翌年に、亡父が十分に考えることもなく署名捺印したであろう、関西電力との間に交わした確認書があるので、隣地との公法的な土地の境界とされる筆界については争う気はまったくなかった。ただし、長年にわたって平穩に地域生活を営み、公然と占有している事実は、法的安定性ということもあり、十分に尊重してください。民間所有地の境界については、私法上の考え方もあるはずではないですか、という趣旨のことを藤川との長電話でも述べ、こちらの意向は十分に伝えた。

ところが、実は、この時点で、もうまともな話し合いによる解決は不可能だと腹をくくってはいた。というのは、ハンコを押せと何度も迫られていた確約書なるものの書きぶりが人をナメテイルのである。電話でこの文面についてもやりとりをしたが、社内文書としての雛形に沿ったもので（一言一句）変えるわけにはゆかないというのである（結局、関電側は、最後までこの文言の再検討は口にしなかった）。その関電の社内手続的には‘不可変更力’をもつ確約書（案）なるものには、こう書かれていたのである。

確約書

貴社が所有している末尾の土地（以下「この土地」という。）を当方が所有する柵、カーポート、庇（以下「この物件」という。）の一部が侵害しており、当方に侵害部分の取去義務があることを確認します。

万一、貴社がこの土地を必要とされる場合、もしくは当方がこの物件の所有権を移転する場合に、当方がこの物件を取去・明渡ししないときは、貴社においてこの物件等を取去されても異議求償いたしません。

なお、貴社が要した取去費用については当方が負担するものとし、貴社から請求があり次第、直ちに支払うことをあわせて確約いたします。

また、貴社がこの土地の所有権を移転される場合は、承継者に対しても同様に本内容の義務を履行することもあわせて確約いたします。

以 上

物件の表示（略）

この確約書が許せなかった。そもそも登記簿上の土地の境界（関電が言う‘所有権界’）と現実の占有界の乖離の原因は、後にもふれることになるが、紛うことなく1995年（平成7年）1月17日に発生した阪神淡路大震災であ

る。西宮市のこの一帯は震度7で、実家の庭の真ん中で南北に地割れが走り、実家は全壊認定をうけたのである。近傍では、ピロティ形式のマンションや木造戸建て家屋の多くが倒壊し、多数の死者が出ている。地元では‘寮’と呼ばれた関電側の平屋が全壊したのもこのときである。死んだ親父は自分の思うように立てた実家を建て替えようとはせず、震災後のブルーシートが掛けられた被災家屋に対して「新築するくらいお金がかかったよ」と言っていたが、全面的に修復工事を行った。大震災の前後で土地利用のあり方は変わっておらず、大地が大きく動いただけにはかならない。関電側もその事実を知りながら、また内部に関係資料を持ちながら、大震災のことについては、この紛争の最後まで口にしなかった。

また、民間の土地所有、境界紛争については、大企業とはいえ、基本的には対等の法主体のはずである。電力事業の主体として公益実現のために振る舞うのであれば、優越的地位を云々することにも合理性はあろうが、たんなる民間不動産業者²⁾(実は隣接する関電所有の土地はすでに関西の家電企業の子会社に借地され、従前、公開のモデル家屋が建てられており、関電は底地の売却をしようとしていた)のキャンデンに対して‘強制代執行’を甘受するいわれがどこにあるのか。大震災という造物主の意思による振舞いの責めを、ちっぽけなわたしが一身に担い、我儘で人を人とも思わぬ大企業に対して、どうして自分自身に帰責されることが当然のようにひれ伏さなければならないのか。この紛争はやがて簡易裁判所に場所を移すのであるが、最後まで、いいかげんにしろ、との思いを持ち続けた。

3. 土地売却を焦る関電（神戸支社用地部）

2012年8月29日（水）にこのようなメールを受け取った。「山本様 いつもお世話になっております。関西電力(株)神戸支店の西岡です。お忙しいところ、申し訳ございません。これまで、幾度となくメール、文書等を送らせ

2) 関西電力株式会社の現行定款の‘目的’との条文見出しをもつ2条の(8)号に「不動産の売買、賃貸借及び管理」が当該会社の営む事業としてあげられている。

ていただき、お返事を待っている状態ですが、なかなかお返事がいただけない状況であります。これまでもお話し致しましたが、弊社所有地の売買について取引先に待ってもらっている状況であり、早急にお会いしてお話をしたいのですが、なかなかお会いできません。そこで今後はお母様の多美代様へお話伺いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします」。

わたしが関西に戻ってきた理由であるおふくろであるが、現在、有料高齢者福祉施設に入っている。紛争となってしまった土地家屋の所有は母親名義となっており、そのことを指摘するものであるが、おふくろも妹も一切をわたしにまかせている。そのことを知りつつの関電の動きである。しかし、ここで民間不動産業者関電が隣接地を売却しようとしており、しかもそれを急いでいることが分かった（西岡の上司である藤川は、宅建主任としての職務・職責ということをわたしの長電話の中で力説していた）。

これは後にわかるのであるが、関西電力は9月19日付で関西家電企業子会社マートンホームに当該土地を売却、所有権移転をしており、11月29日に現在隣接家屋に住んでいる鳥谷さんに同土地を売買、所有権移転している。しかし、これらの所有権移転の事実は伏せたまま、関電とは、相変わらず、確約書にハンコを押せとのやりとりが続き、阪神淡路大震災をまたいで土地利用に関する法的安定性をそれなりに尊重してほしいとの私の主張も変えることはなかった。ここからは、わたしと関西電力神戸支店用地部とのやりとりは平行線、膠着状態となる。

結局、30回を超えるメールのやりとり、何回かの電話、そして一度勤務先の大学に来られたようであるが、西岡や藤川に会うことはなかった。

4. 舞台は簡易裁判所に：第3回調停まで

2013（平成25）年2月7日（木）に、次のようなメールを受け取った。「山本順一様 いつもお世話になります。関西電力㈱神戸支店の福留と申します。昨年12月に藤川の後任として着任しております。早速ですが、山本様にお伝えしたいことがあり、昨日2度お電話させていただきました。また

本日、ご自宅に訪問させていただきましたがご不在のようでしたのでメールにてご用件をお伝えさせていただきます（電話も訪問もおそらく実家のほうでわたしがいるはずもなく、寓居もふだん職場に出かけているのでいるはずがない）。昨年、山本様から「公式の争いの場以外にお会いする気にもなりませんし、お話しすることはありません。」とメールをいただいたことから、その後、社内で検討し、公式の場でお話しさせていただくべく準備を進めてまいりました。この程、ようやく準備が整い、近々に調停を申し立てさせていただきますのでお伝えいたします。」

「ほうら来たか」との気持ちになり、まあ関係文書が届いてから対応すればいいやと受け止めた。ふだん学生たちにも、「人の世はもめごとだらけ、人生に一度や二度は裁判所にでかけるのは当然と思ったほうが良い」と言ってきたので、まあ仕方がないと思った。しかし、スピード違反で罰金を払いに行ったのとは違い、恥ずかしながら、民事紛争は初めての経験である。前任校ではもっぱら法律科目を担当し、間違っても4年間、都内の法科大学院で非常勤講師を務めたこともあり、そう違和感を感じなかったが、公法はともかく、知的財産権法をのぞき、民事は苦手である。

4.1 第1回調停とその前後

平成25（2013）年2月18日付けで、岸和田簡易裁判所調停2係から部厚い封書が届き、調停期日呼出状が入っていた。期日は、3月12日（火）午前10時、場所は（当裁判所）第8調停室（3階）とある。その下に（注意事項）とあり、7行の文章が続く。そこには「正当な理由なく出頭しない場合には、5万円以下の過料に処されることがあります」³⁾と書かれ、その下に赤いスタンプが押され、親切にも「3階第2待合室（（岸和田徳洲会）病院側）にてお待ちください。後ほど民事調停委員がご案内いたします」とあった。

呼出状の次葉には、「調停について」という説明書があり、「あなたに対し

3) 民事調停法34条

て調停が申し立てられましたので、参考までに調停の概略を紹介します」と、民事調停制度の解説がはじまる。「調停は裁判官1人と民間から選ばれた民事調停委員2人以上で組織する調停委員会⁴⁾が、申立人とあなたの言い分を十分に聴き、事情をよく調査して、トラブルの原因をはっきりさせた上、双方の話合いと譲り合いによって、実情に即した適切な解決を図ろうとする手続き⁵⁾です。したがって、トラブルの解決について、裁判のように勝ち負けを考えることもありませんし、非公開の席で手続きが進められますので外部に知れ渡ることもありません」と一般市民にも分かりやすい説明が続く。

そして、さらに次葉には、「お手数ですが、本呼出状を受け取ってから、2週間以内にご返送ください」との頭書がある。照会（回答）書が付されており、次にとりあげる関西電力が裁判所に提出した‘調停申立書’を検討した後、示された様式に従い、照会（回答）書を作成した。

4. 1. 1 関西電力が提出した‘調停申立書’

2013（平成25）年2月8日付けの関西電力から提出されたとされる‘調停申立書’の中身をみてみよう。最初のところに、「申立人 関西電力株式会社 代表取締役 八木誠」とある。原子力発電所をめぐるテレビニュースで、ときおり横柄な態度で顔を見せていた人の名前があり、その右に公印が押されている。その5行下の所に、‘損害賠償請求事件’とあり、「調停を求める事項の価額 502,618円 ちょう用（貼用）印紙額 3,500円 予納郵便切手 480円」の文字が読める。次頁にゆくと、正式の裁判だと‘請求の趣旨’ということになるが、ここでは‘申立ての趣旨’とあり、「相手方は、申立人に対し、金502,618円の金員を支払え。調停費用は、相手方の負担とする、との調停を求める。」と書かれている。申立人関電からみた具体的な

4) 民事調停法6条

5) 民事調停法1条には、民事調停制度が「民事に関する紛争につき、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決を図ることを目的とする」と定められている。

事実関係が、‘紛争の要点’として、以下に書き連ねられる。「第1 申立人の事業および本件土地について」において、「申立人は、近畿地方一円に電気供給を行うことを主たる事業とする株式会社である」とあり、おそらくこのことを知らない日本人はいないであろう。しかし、この紛争では本業はまったく関係なく、ただの民間土地不動産業者であり、そのことは同社の定款の2条(8)号にあげられている。そのあと、紛争の対象となったとされる土地をめぐる経緯と現状がかかれ、成り行きでわたしが当該土地を管理しており、被申立人適格が認められる旨を記述している。

関電の‘調停申立書’は、次に「第2 本件土地の越境物について」との見出しを掲げ、平成8(1996)年[前年1月に阪神淡路大震災が発生]に亡父 山本隆司と関電との間で筆界確認書が交わされ、それに従い関電のロゴ表示境界プレートが打設⁶⁾されており、「本件隣接地上に設置された山本家の所有する柵、カーポート、庇の一部が、何の権原もなく本件土地上に設置されている(下線は筆者)」という。

次の「第3 申立人と相手方の交渉について」では、「申立人は平成24(2012)年7月、相手方に対し、申立外マートンホームに(当該)土地を譲渡する予定であることを伝え、越境部分を整理したいと申し入れた。相手方は筆界確認書の存在を認め、申立人の求めには素直に応じたいと対応したので、申立人は、将来必要が生じた場合は越境部分の撤去に応じる旨を文書で確約してほしいと要請し、確約書の案を送付した」と述べるが、関電のこの‘調停申立書’には、‘確約書の案’は添付されていない。続けて、「ところが、その後の相手方の態度は、申立人が送付した文書やメールを無視したり、申立人との現地での立会いに応じなかったりする等、かたくなに交渉すら拒絶するという不誠実なものとなった」と一方的な言い分を記し、「越境

6) この関電が1996年に打設したというところの境界プレートについては争っていないが、それがその時期のものかは、被申立人としてはいまになっても分からず、位置が不自然との思いは消えていない(誤解があるかもしれないが、見た感じでは新しすぎるように思えた)。実は、後に南側の和田豊氏(仮名)との筆界(確認)の更生登記の手続きで判明するのであるが、前面の都市計画道路に付帯する歩道の修築のときに亡失した可能性が高い。

部分が解消されないまま土地を譲渡するわけにもいかず、譲渡は9月に延期された。その間も申立人は協議を申し入れ続けたが、相手方は交渉に応じず、話すらできなかった」という（関電が底地を所有する土地の売買譲渡の具体的プロセスは聞かされることはなかった）。「一方で、申立外マートンホームから一般顧客への売却予定日も迫っていたことから、平成24年9月19日、申立人が将来越境部分を解消することを条件に、申立外マートンホームに（本件）土地は譲渡された」と具体的な土地譲渡の前段の過程が記されているが、被申立人は一切このことは知らなかった。そして、申立人関電は越境部分の解消が困難と判断し、本件土地を分筆してマートンホームから買い戻さざるを得なかったとの不手際を告白する。

そして、「第4 損害について」では、「以上述べたように、相手方による申立人に対する交渉すら拒絶する不誠実な態度によって、申立人は本件土地を買い戻すことになった。本件土地は仮に越境部分が撤去されたとしても、非常に狭小な土地であるため、活用は不可能であり、財産的価値は皆無であるといわざるを得ない。このような土地の買戻しを強いられたことにより、申立人は、本件土地の買戻しに要する費用である502,618円（本件土地の時価相当額272,244円と、本件土地の分筆・登記に要した230,374円の合計額）を損害として被った」という。

ここで本件土地について記しておきたい。阪神淡路大震災によって、当該地域の大地が広範囲にわたり歪んだことがこの土地紛争の背景に存在している。大震災に言及することなく関電側が主張する筆界（所有権界）なるものと、大震災以前の土地利用を継続したままの占有界との乖離は、2つの小さな地片として浮かび上がった。そのひとつは0.53㎡、もうひとつは0.10㎡で合計0.63㎡にすぎない。関電側が土地利用可能性のない経済的にも無価値というのは当然である。

4.1.2 第1回調停に向けて被申立人が提出した‘照会（回答）書’
半分は望むような形で被申立人になったわたしは、2013年2月23日付け

で‘照会（回答）書’を作成し、岸和田簡易裁判所に送付した。裁判所が示した‘照会（回答）書’の様式にしたがって記述したので、そのままの形で再現したい。

・調停委員会がわたしに与えた第1問

裁判所（調停委員会）がわたしに与えた第1問。「申立書に書かれている請求の原因（紛争の要点）には、間違っているところがあります」との回答を示し、関電の提出した‘調停申立書’にやおら反駁を開始することにした。

‘調停申立書’の「第1 申立人の事業および本件土地について」のところについては、「関電が所有していた土地は、「従前は申立人の社宅用地であったが、平成7（1995）年（阪神淡路大震災後）社宅は廃止され、（当該）土地は一旦更地とされた後、平成19（2007）年に、申立外マートンホーム株式会社に貸与され、申立外マートンホームがオール電化体験住宅を建築した」とある。

ここで問題としなければならない事実は、申立人関西電力株式会社（以下「関電」という。）が任意に社宅を廃止し、いったん更地にし、その後12年間駐車場として利用していたわけではないということにある。よく知られているように、1995（平成7）年1月17日に‘阪神淡路大震災’が発生し、当該紛争土地を含む西宮市のこの地域は震度7の未曾有の激震に見舞われた。周辺の多くの家屋、とくにピロティ形式のマンションはほとんどが見事なまでに破壊された。直近の隣地においても、現住家屋が倒壊し多数の居住者が死亡した。関電が‘社宅’と称しているものは、1977（昭和52）年に申立て外、故・山本隆司が関電より土地を購入し居宅新築の工事着手のとき撮影した、添付写真1（略）で分かるように（赤い屋根の）平屋で、このあたりでは‘関電の寮’と呼ばれ、管理人夫妻が住んでいたとされる。この老朽化した関電の寮が全壊したことが

‘社宅廃止’の実態である。被申立人の両親が「ジェットコースターみたいだったよ」と語っていた、このときの阪神淡路大震災の直後、被申立人は当時在住していたつくば市から見舞いに戻り、記憶によれば自宅の庭に15センチ程度の大きな亀裂が隆起していた。たまたま見つけたアルバムにそのときの付近地（当該土地から100m程度）、夙川公園の大地の亀裂を写真2（略）（裏面に1995（平成7）年2月13日撮影とある）として添えておく。

このとき関電側自らが付設していたブロック塀（≒敷地境界）が全壊した。その事実は写真3（略）によって証明することができる。

被申立人の父親、故・山本隆司とその妻多美代は避難することを頑なに拒否し、全壊認定を受けた家屋に住み続けることを決意した。ブルーシートをかぶせたままの状態から、まもなく大修築の工事にとりかかった（「建てる時以上にお金がかかった」と故・山本隆司は言っていた）。この現在も被申立人家族が住んでいる家屋は、登記簿に明らかなように、関電から1977（昭和52）年9月3日の売買により入手した土地に新築したもののままである。全壊した家屋は、新築したときの業者、新井建設が大修築を行った。その大修築にとりかかったときの状況が写真4（略）である。この写真4が物語るところは、大震災後更地（後に長く駐車場として利用）になった土地の周囲を関電は塀、および道路側は金網フェンスによって囲っている。南接する故・山本隆司宅の敷地との間のブロック塀もまた関電がみずから構築しなおしたものである。大震災後まもなく旧来の破壊されたブロック塀の名残を目安に建て直したものと容易に推測できる。係争地は震災以前はコンクリート造りの車庫であったが（1978年1月撮影の写真5（略）参照）、震災後、簡易でオープンなポート式の子車庫となった（申立書現況写真の上（略））。

ということは、現在の係争地を含む敷地につき、現実に故・山本

隆司は1977（昭和52）年に占有を開始し、大地が動き土地が伸縮した大震災の1995（平成7）年までの12年間自主占有を続けたことになる。

ひとつ敷衍しておくとして、被申立人が現在占有する敷地と南側の現在下駄ばきマンションが建っている土地の間の事実上の占有界と筆界もまた異なっている。要するに、阪神淡路大震災に激烈に揺す振られた西宮市坂手町一帯の土地は現実の占有界と不動産登記法上の公法的な境界である筆界との間に広く乖離がみられる地域なのである。関電は当然そのことを承知しての今回の調停申立てに及んでいる。邪推をすれば、当該土地のある西宮簡裁に調停を申立てず、わざわざ被申立人が寓居する岸和田簡裁に調停を申し立て、申立書に一語たりとも「阪神淡路大震災」の語がみられないのは社会的責任感のない悪意ある企業との印象を強くもたせる（被申立人の生活の本拠地が大府和泉市なので、合理性がないわけではない⁷⁾）。

後にもふれるが、関電は震災後新設されたマンホールに流入する下水路を境界だと強弁するが、以前は鉄板が載せられていただけである（1978（昭和53）年1月撮影の写真5（略）の右下）。阪神淡路大震災で下水路もこのとき大きく破壊された。山本宅の水洗便所を含む水回りは逆流がひどく（土地の形状が東から西に下がり勾配となっていた）、このときは敷地内の下水路の修復は故・隆司が負担している。

大修築のあとも大震災を挟んで係争地を含む敷地につき、被申立人側は30年間を優に超え、公然かつ平穩に自主占有を続けている。

7) 民事調停法3条1項は、「調停事件は、特別の定めがある場合を除いて、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所の管轄とする」と定める。ただし、この紛争を「宅地建物調停事件」と理解すれば、同法24条の「宅地又は建物の貸借その他の利用関係の紛争に関する調停事件は、紛争の目的である宅地若しくは建物の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定めるその所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする」との定めを適用する余地はあろう。

続けて、関電の‘調停申立書’の「第2 本件土地上の越境物について」に対する反論を試みた。

「申立人と申立外故・山本隆司（被申立人の父親）は、平成8（1996）年、本件土地と本件隣接地の筆界確認書を交換している（甲6（略））。同筆界確認書および現地に設置された境界プレートからすると」と書かれている。

後にもふれるが、今回の調停申立書の「第3 申立人と相手方との交渉について」にも述べられている通り、被申立人は一度も公法上の境界である‘筆界’に異を唱えたことはない。当初、関電は（公的な）「土地境界票にしたがって」といつてきたのであるが、国土調査法に基づくものはない。下水路が土地境界となることは土地利用法上ままあることは承知しているが、自然の境界である下水路は表出しているのがふつうであろうし、本件下水路は震災以前より暗渠として使用されてきた。関電がこの震災後に西宮市が設置した地下埋設物の存在（流入する都市下水路）のマンホールの赤い矢印の標識をもって‘境界票’と言いつのってきた（申立書現況写真下）。公的な土地境界となれば、当該紛争地が東接する都市計画道路の歩道を含めた三者境界の位置に境界票を打設するのが合理的であるが、それは存在していない。また、今回の紛争が予見されたためか、マートンホームに底地譲渡ないしは第三者鳥谷に売却されるあたりに‘境界票’を打たせてほしいとの申し入れがあったが、断り、被申立人が事実として占有する敷地内に境界票なるものは存在しない（もし占有を侵し無断で標識を打設していれば違法である）。また、2007（平成19）年にマートンホームが関電から借地し、オール電化モデル住宅を建てたときには、それまでの実質的に境界として機能してきたブロック塀に至るまでを盛土している（モデル住宅は盛土の上に建設された）。

関電は「越境している」というが、係争土地は長年にわたり以前はコンクリート造り、現在はポート式の車庫として、故・山本隆司から被申立人の居住に至るまで、公然かつ平穩に継続して自主占有、利用しており、民法162条2項の適用があると認識している(所有権の時効取得)。また、見方を変えれば、係争土地は1977(昭和52)年の山本宅新築から35年を、車庫として、継続的に公然かつ平穩に占有・利用され、かつ、その継続的事実は外形上認識することができるのであって、民法283条を適用し、ある種の地役権、用益物権を獲得していると考えすることに無理はないと思われる。

関電が、この紛争を正面から土地所有権に関する争いとはせず、姑息にも損害賠償請求の姿を取ってきたのには、このような背景の存在が透かし見える。この紛争の本質は、係争土地を含む隣接する敷地の公法上の境界である筆界とは別の次元の所有権、占有権の理解にある。

関電提出の‘調停申立書’だけを見れば、わたしは誠意をもって交渉しようとしている関電側に対して、いわれもなく対応しようしない人非人ということになる。これも真実とは異なるので、反論せざるをえない。

申立人が(交渉の当初は協力的とする)第3の1にいうように、公法上の境界とされる‘筆界’について争おうとしたことはない。問題とし、「もう、これは話し合っても無駄だ。話し合いの余地はない」と思ったのは「将来必要が生じた場合は越境部分の撤去に応じる旨を文書で確約してほしいと要請し、確約書の案(なるもの)を相手方に送付した」というところにある。

このとき、郵送され、またその後メールに添付ファイルとして付された確約書を別添資料として付すことにする。マートンホームに底地を譲渡すると知らされたとき、健全な常識をもつ市民であれば

どのように思うであろうか。関電側から最初にこのことを知らされたのは、2012（平成24）年7月14日の夜、職場から戻っての電話であった。その前の年、2011（平成23）年3月11日に東日本大震災が発生し、福島原子力発電所にまさかの事故がおき、いまも国家的な課題となっている。電力を商品とする関電は、全国の電力会社のなかでも原子力発電に依存する割合が格段に高い。福島事故から原子力発電を使えなくなった関電としては、悪化する経営状況をいくらかでも改善するために余剰資産を売却するのはそれなりに理に適っている。また、マートンホームは大手家電企業スタンリッジの連結子会社で、親会社は経営危機に見舞われている。そうすると、マートンホームに渡った土地建物は直ちに市場に出され、第三者に売却されることは火を見るより明らかなことである。

2012（平成24）年7月、関電から具体的な交渉の冒頭において示された、「確約書」を見てほしい（わたしが「照会（回答）書」に添付した）。関電が所有する土地を（車庫を構成する）「柵、カーポート、庇（以下「この物件」という。）の一部が侵害しており、当方（＝被申立人）に侵害部分の取去義務があることを確認いたします」とある。関電がみずから進んで実質的な境界としてこしらえたブロック塀の内側を長年にわたり（占有開始は1977（昭和52）年）車庫として継続的に平穏かつ公然と地域社会の中で利用し、大震災被災時等には近所の人たちにまで無償で利用させることもあった車庫につき、私法的に侵害だといわれる筋合いはない。ましてや当方（被申立人）が適法に占有利用してきたと固く信じる土地とその工作物につき、「代執行」まで認めるかのような確認書に判がつけるはずがない。

確認書は、続けて「貴社（関電のこと）がこの土地を必要とされる場合」という。まさにマートンホームに売ろうとし、さらに第三者への転売が目睫に迫っていることは普通の人間であれば誰でもわ

かる。ということは、関電が頼みもしないのに勝手にこしらえてきた確認書を両目を瞑って判を押したらどうなるか（自分の企業を‘弊社’というなら分かるが、どうして‘貴社’と猛々しく書かれた文書をうやうやしく受け取らなければならないのか）。次のくぐりかき待っている。「当方（被申立人）がこの物件を収去・明渡ししないときは、貴社（関電）においてこの物件を収去されても異議求償しません。なお、貴社（関電）が要した収去費用については当方（被申立人）が負担するものとし、貴社（関電）から請求があり次第、直ちに支払うことをあわせて確約いたします」と。これは、土地収用法適用事業のように高度な公益性が認められる場合の公権力を背後にした‘代執行’と同様の法律構成を採用しているように見える。どうして、誰にも後ろ指をさされることなく、安定した平和な地域生活を送り、それが適法な生活基盤によって守られていると固く信じている当方（被申立人）が、このような市民間のきわめてありふれた相隣関係において、巨大企業とはいえ一私企業である関電の不動産ビジネスに関して、このような屈辱的な約定を結ばなければならないのか。その合理性は存在しない。語るに落ちるのは、確認書の最後の部分である。「また、貴社（関電）がこの土地の所有権を移転される場合は、承継者に対しても同様に本内容の義務を履行することもあわせて確約いたします」。

もう、いいかげんにしてほしい。実は、ここで判を押せば、一瀉千里に第三者への転売まで走ることが見えている。これから仲良く近隣共同生活を送ろうとする新規来住者（隣接地に居住する鳥谷さん一家）とどうして切った張ったのイザコザを招くかもしれない状況を自ら作り出さなければならないのか。係争土地に関し間違いなく私法上の権利利益を有すると確信する被申立人に対して、関電は勝手に社内のマニュアルに従って作成した確約書なるものの定めをまったく変更する気が見えなかった（2012年7月以来、この確約

書の内容についての話し合いをしようというそぶりはまったく見せなかった)。独立自尊の法主体である被申立人は、関電に対して、その僕婢であるかのように振る舞うわけにはゆかない。

(かたくなに交渉を拒否し不誠実となじる) 申立書第3の2のついでには、「その後の相手方(被申立人)の態度は、申立人が送付した文書やメールを無視したり、申立人との現地での立会いに応じなかったりする等、かたくなに交渉すら拒絶し続けるという不誠実なものとなった」とあるが、それは申立人の側からの一方的な見方、認識、バイアスにほかならない。

‘筆界’は争う気はないし、いまでも公法上はそのままにかまわなしいと思っている(関電が進んで勝手に登記簿をいじったのは、預かり知るところではない)。この紛争の初発である2012年の7月から9月は、職務の性格上、岐阜、名古屋、熊本など各地に出張(集中講義)せざるを得ず、そもそも交渉する余裕もなかった。しかし、2012(平成24)年7月8日から31回に及ぶメールのやりとりがあり(別添資料(略)参照)、うち10回は被申立人が関電側に送信している。たまたま関電から勤務先や寓居に電話を受け、電話口にてたときには、小一時間に及ぶこともあり、「公法上の境界である筆界は争う気はない。事実とその継続的積み重ねが形作ってきた関係土地利用の私法上の権利利益には配慮してほしい」と言い続けてきた。

しかし、かたくなに財務内容の改善を旗印とする関電の末端で用地業務を担当する西岡、藤川(その後、福留が後を襲う)は勝手に社内の関係業務慣行に従い、こしらえた確認書の内容のまま同意を迫ることを繰り返した。これでは「もう、話にならない」と思い、本務以外の余計な雑務を回避したことは事実である。

関電という巨大企業の末端で中核業務以外のところで健気に働く人たちの仕事と気持ちは分かる。しかし、巨大組織の中で一定の範

困の裁量をもたされず、ただ時間だけを空費する交渉を職務上続けなければならない人たちは可哀そうで、同情を禁じ得ない。阪神淡路大震災に見舞われた地域で、私（被申立人）以外に対しても、関電は今回と同じような背景をもつ交渉を繰り返し広げているであろうことに想到すれば、関電の強圧的な確認書なるものに泣いてきた人、これから泣かされる人たちは少なくないものと思われる。

（関電が係争地を買戻したとする）申立書3の4は、当方（被申立人）が気づき知らぬことである。係争土地の占有原因は、故・山本隆司への譲渡・利用にはじまり、大震災で被災破壊した境界ブロック塀も関電みずから被災前と同じ位置と判断し境界に建設したものであり、底地売却を受けたマートンホームはそれを利用して住宅建設に資する盛土をした。故・山本隆司から被申立人の係争土地の平穏かつ公然の自主占有と、関電とマートンホームとの底地売買とは、直接的に法的因果関係を問われるものとは思わない。自らの実質的占有・支配の事実もない土地を表見的に完璧な所有権と誤認し、売却・買戻しというバーチャルな行為をしたのは、関電の自損、自傷行為にはかならない。

関電の「調停申立書」の「第4 損害について」の反論は、以下のように記した。

申立人も自認するように、本件土地は、「非常に狭小な土地（0.63㎡（0.53㎡+0.10㎡））であるため活用は不可能であり、財産的価値は皆無であるといわざるを得ない」。だとすれば、当初から、現在の法的に安定している事実上の私法的な土地利用秩序を尊重すべきであり、被申立人が関電担当者の藤川に電話でも口を酸っぱくしていったように、公法上の境界である筆界と私法上の所有権界、占有界を次元の異なるものとして業務を遂行していれば、このような事態には至らず、経営体としても意味のない502,618円の支

出はしなくてよかったはずである。

逆に、被申立人の時間とエネルギーを内容とする直接的損害は、72,000 円に該当する。これに調停に応じるために岸和田簡裁に出かける交通費とそのために費消せざるを得ない半日は 15,000 円に相当する。さらにこれは日本の訴訟実務では認められるところではないが、このような関電の嫌がらせ、古代ローマ法に由来するシカーネ禁止に類するような私的領域への侵入に対して 10 万円の慰謝料を請求する。計 187,000 円の損害賠償を関電側に提示する。

最後のくだりは、関電側から余計なイチャモンをつけられて、貴重な時間をつぶされているとのウラム筋にはほかならない。

関電の‘調停申立書’の「第5 まとめ」は、調停委員会に対して、‘わたしから筋違いの 502,618 円を取り返してくださいね’というお願いであるが、仕方がないので貴重な時間を割いて、裁判所の見学にはゆくが、請求（申立て）の趣旨は呑めるはずがない。

被申立人はこの申立人、関電の嫌がらせの調停申請に応えることにするが、前記確認書なるものに発する、（平穏な係争地を含む現在の土地利用に関する）法的安定性を支える事実、現実の土地利用の私法秩序を否定するような主張に納得することはない。

うえにもふれたように、大地が登記簿の規律を超えて動揺した阪神淡路大震災の被災地に、関電は今回のような事案を相当数抱えているものと思われる。本事案の帰趨は別として、せつかく神よりいただいた機会であるので、今回の経験を踏まえ、関電の横暴に泣く市民を支援する意味でも、この顛末をなんらかの形で公表するつもりでいる。

関電の不手際により現出したマイクロな2地片については、このまま関電に登記簿上の所有を残し、記念碑として保存すべきもののように思う。

庶民の生活をめぐるさまざまな事件は、裁判訴訟も含めて、公開されるものは極めて少ない。民事調停事件については、‘記録の閲覧等’を定めた民事調停法12条の6が当事者または利害関係を疎明した第三者には、調停事件の記録の開示を定めているが、調停にあたった民事調停委員に対しては評議の内容、調停の当事者についての守秘義務が課されている（同法37条、38条）。折角の貴重な経験であるので、同様の問題に悩む市民の存在に想到すれば、いずれ公表したいとの気持ちが‘照会（回答）書’のこの部分に吐露されていた（‘照会（回答）書’を見た関電側は、機関リポジトリを通じて、すでにこの原稿のインターネット上での公表を覚悟していたことになる。わたしが不意打ちをくらわせたわけではない）。

・調停委員会がわたしに与えた第2問

‘照会（回答）書’様式の次の問いは、「上記に書かれたこと以外に、この件について、あなたの言い分があればお書きください」である。それに対するわたしの回答は、以下の通り。

「阪神淡路大震災の被災地で生まれ育った被申立人としては（およそ40年ぶりに係争地を含む土地所有者である山本多美代の介護支援のために関西に戻ってきた）、あの悲惨な大自然災害への認識なく、私的土地利用秩序が未曾有の大災害の前後で一ミリの狂いもなく連続しているような認識の申立人の社会常識を疑わざるを得ない。少なくともこの紛争の当事者としての印象は、地域社会に必須不可欠の電力を供給している関電は、市民に接する末端では、慇懃無礼であり、官僚的で、市民感覚を理解しようとしなない酷い組織文化をもつ企業だということである。」

・調停委員会がわたしに与えた第3問

最後の問いは、「あなたは、これまでこの件について、申立人と話し合ったことはありますか」というもので、選択肢が与えられ、「あります」にチェックを入れ、「電話でも、メールでも、阪神淡路大震災後に形成された、

現在の法的に安定している事実上の私法的な土地利用秩序を尊重すべきであり、一方的に押し付けられた確約書に同意することはできないということを言ってきた」と記している。

4. 1. 3 第1回調停の実施

2013（平成25）年3月12日（火）の第1回調停の当日、自家用車では来ないようにとのことであったので、午前10時からの開始であるが、朝早く寓居を出て、泉北高速鉄道と泉中央駅から路線バスを利用することにした。路線バスはあたりを周回し、小1時間かかって到着した。とにかく不便なところであった。待合室には年配男性の先客がいて、なんとはなしに話をした。猟犬を連れて猟にいったところ、自分の猟犬が他の所有者の猟犬を噛みかけをさせたところトラブルになり、調停事案となり、2回目の調停に来ているというのである。遅れて年配女性2人と弁護士と思われる男性が入ってきて、話しぶりからすると、老親の世話と財産が絡んだ家事調停だと推測できた。

10時を少し過ぎたところで、調停委員のひとりが来られ、調停室に案内された。調停委員2名からの問いに答えて、わたしが提出した‘照会（回答）書’の内容を話した。紛争にいたった大きな原因が関電の示した‘確約書’にあることを指摘した。調停委員氏も「この確約書の書きぶり、内容は確かにおかしい」と認めた。また、関電側が損害賠償と言っているが、関電が係争地の買戻しによって生じた経費は、わたしの「故意又は過失によって他人（関電側）の権利又は法律上保護される利益を侵害」⁸⁾したわけではなく、わたしに不法行為は成立せず、損害賠償事件としての性質をもつものではないと説明し、わたしには、これも調停委員氏の同意を得られたもののように思えた。結局は土地利用上の紛争で、当事者が互譲の精神で調停に応ずるとすれば、結果的には登記簿上に表出してしまった1㎡にも満たないわずかな地片の事情を踏まえた取引ということになるはずだと述べ、これも了解

8) 民法709条。

してもらったように思われた。

これだけ話を待合室に戻り、調停委員は今度は関電側を調停室に入れ、わたしの言ったことを伝えたと思う。結局、損害賠償という錦の御旗は降ろされ、次回調停期日で関電側との金額交渉ということになった。時間を空費する面倒がいやで、不本意ではあるが、実質的に関電が非を認め、名目的な金銭取引で落着くなら、それでもよかろうと思った。次回調停期日(4月23日)を打ち合わせ、事前に関電側から和解案の提示がなされるということまで了解した。午後11時あたりに終わり、午後から職場で連続して会議があるので、簡裁入り口の電話でタクシーを呼び、あわてて職場に向かった。そのとき、簡易裁判所の駐車場がガラガラであったので、もう二度と不便な路線バスは利用するまいと心に決めた。

4.2 第2回調停に関して

2013(平成25)年4月5日付けで、裁判所から事務連絡が届いた。「申立人から調停案が提出されました。ご多忙とは存じますが、電話または書面にて平成25年4月15日(月)までにご回答いただけますようお願い申し上げます」とあり、次のような申立人 関西電力株式会社からの和解(案)と題する1枚の紙葉が加えられていた。

本件の調停におきましては、本件土地を買戻しするに要した費用を損害賠償金として請求させていただいておりましたが、次回の期日以降につきましては、土地取引の方向で協議させていただきたく、下記のとおり和解案をご提示いたします。

なお、下記の和解案は、解決に向けた骨子であり、具体的な和解条項につきましては協議が整い次第提出させていただきます。

記

1. 相手方(被申立人であるわたしのこと)は、申立人が本件土地の買戻しに要した費用金502,618円を申立人に支払うものとし、

申立人は、相手方に本件土地を引渡すものとする。

①土地代金	272,244 円
②分筆・登記費用	230,374 円
合 計	502,618 円

2. 本件土地には、マートンホームの譲渡先（登記名義人 鳥谷 敬）が所有するコンクリートブロック塀が設置されているが、相手側は申立人より現状有姿のまま引渡しを受けるものとし、申立人マートンホームの譲渡先に対し、現状維持を容認するとともに償金の請求を一切しないものとする。 以上

とにかくフザケテイル。これに対して、仕方がないのでこの内容では和解に応じられないという文書を作成し、簡裁に郵送したか、ファックスしている。‘提示された和解案の拒否’と標記した。

申立人関電は、当初、民法 709 条に依拠する不法行為による損害賠償請求を言い立てていたところ、今回示した和解案では不法行為による損害賠償請求は取り下げ、土地取引に変更したいとしている。ということは、申立人に発生した費用については、被申立人である私には故意または過失はなかったと認めたことになるはずである。そうすると係争地については関電が底地を申立外マートンホームに売却しようとした時点でそのような交渉の仕方をすべきであって、関電には故意過失によって簡裁への不服申立てに至る被申立人に筋違いの余計な負担を負わせたことは明らかである。このことについての反省なく、なすべきことをせず（関電の自損行為で）発生した経費のすべてを被申立人に押し付けられるいわれはない。

「兵庫県南部地震による土地の水平地殻変動と登記の取扱いについて（平成 7 年 3 月 29 日付け法務省民三第 2589 号民事局長回答）」は、以下のような公権的判断を示している。

この度建設省国土地理院が阪神間の一・二等三角点について緊急測量を実施した結果、本年（平成7年）1月17日の兵庫県南部地震により、三角点の水平移動が数センチメートルから数十センチメートル生じていることが判明した。

については、上記地震により水平移動した地表面を測量した地積測量図を添付した登記の申請・嘱託事件等の取扱いについては、基本的には次のような考え方によって処理することとする。

記

地震による地殻の変動に伴い広範囲にわたって地表面が水平移動した場合には、土地の筆界も相対的に移動したものととして取り扱う。

なお、局所的な地表面の土砂の移動（崖崩れ等）の場合には、土地の筆界は移動しないものととして取り扱う。

この法務省通知にしたがえば、阪神淡路大震災の震度7の揺れに強襲された西宮市坂手町一帯は‘土地の筆界も相対的に移動したものととして取り扱う’べきところであったことがわかる。関電は当該大震災で社宅が全壊し、震災後更地とし駐車場として利用するに当たり、震災前の敷地境界（以前の筆界）にそって改めてブロック塀を積んだ。その後、関電はみずから築造したブロック塀と異なるところを、出入りの測量業者を使って現在‘筆界’を主張することになった。今は亡き被申立人の実父、山本隆司は、事情を十分に承知しないまま、この現実敷地境界として機能しているブロック塀と異なる‘筆界’につき、平成8年4月16日付けの筆界確認書に判をついた。

前回示した通り、被申立人はこの筆界確認書は合理性を持つものではなく錯誤の可能性はないわけではないと考えているが、前記山

本隆司の署名捺印の筆界確認書の存在から公法上の筆界は争わないと述べ、山本隆司が関電から譲渡を受け、昭和52年以来公然と自主占有し、利用してきた現行土地利用秩序を尊重するようにと終始言い続けてきた。

被申立人としては、このような経緯に一切考慮を払わず、みずからの落ち度で発生した経費の全額を負担しろとの申立人の主張に応じるわけにはゆかない。

以上の理由で、申立人の示した一方的な和解案には十分な合理性が存在するとは考えられないので、拒否する。

マイカーで出かけた2013年4月23日（火）午前10時からの第2回調停では歩み寄りは見られず、早々に終わった。ここでわたしが感じたのは、調停という互譲の精神で妥協しようという場に出てくる職員に裁量が与えられていないということはどういうことかとの思いである。手足を縛られた木偶を送り込んで、上手な交渉と妥協ができるはずがないとの思いは、この紛争を通じて、最後まで抱くことになった。

4.3 第3回調停をめぐる

物別れに終わった第2回調停の翌4月24日付けで、簡易裁判所からまた封書が届いた。第3回調停を2013年5月21日（火）の午後1時30分から行うとの調停期日呼出状とあわせて「事務連絡」が添えられていた。そこには、「昨日の調停期日にて、申立人（関西電力）から土地については取引の方向で話し合いをお願いし、請求金額で譲歩させていただくということで、山本さんとの話し合いを再度行いたいとの希望がありました。ご多忙中のところ恐れ入りますが、いま一度、調停期日にお越しいただくようお願いいたします。なお、何かご要望があれば、ご一報いただけたら幸いです」と書かれていた。わたしは、5月15日付けで、簡易裁判所あてに次のような見解を伝えた。

5月21日（火）午後1時30分に呼出を受けており、‘出頭’するつもりでいますが、相手方申立人関西電力株式会社が以下の3点について十分な説明と対応をなし得ない場合には、これで調停不成立ということにさせていただきたいと考えております。事件の種別が損害賠償請求となっておりますが、すでに申立人は被申立人に故意または過失があつて申立人に被害が発生したのではないと認め、‘経済的価値はない’と申立人が評価している名目的な僅少地片の買い取りを求め、しかも減額的意思を示しております。

被申立人が互譲の精神をもって、調停に応ずる3条件は、以下の通りです。

- ①当初から誠意をもって話し合いをしようとしせず、2月23日付けの被申立人の回答書に添付した私人を愚弄するような尊大な確約書（関西電力神戸支店長宛て）を示し、同意を迫ったことが紛争の原因となっており、その後勝手に手続きを進行させその不始末を被申立人に押し付けたことについての組織としての謝罪書面を要求します。
- ②経済的価値がないとする名目的な土地の登記その他の申立人が払ったとする経費につき、どの程度の減額を考慮しているのか、明確に示すこと。被申立人が蚊帳の外で行われた‘取引’の後始末の責任の大半を押し付けるかのような金額でないことを要求します。
- ③登記面等についての後始末も関西電力側の負担で誠意をもっておこなうことを要求します。

マイカーで出かけた5月21日（火）の第3回調停期日では、わたしの意見も参酌されて進められたと記憶している。関電側は社内手続きにのっとり進めたもので謝罪文はだせないとしたが、調停委員から調停案（和解案）に関電の謝罪を意味する文言を書き込む方向で検討することが示された。しかし、金額面では事情を踏まえた意味のある減額案はその場では示されず、

調停委員氏から、わたしの立場からすればどの程度の減額であれば和解に応じるかと尋ねられた。第3回調停も物別れに終わった。しかし、この調停の手続きはまだ終わらなかった。

5. 南側の隣地との筆界問題の発生

2013年5月末に藤井彰人事務所というところから、西宮市坂手町の実家に封書が届いた。名宛は土地建物の所有者名義の母親となっている。文面には、「突然のお手紙で失礼いたします。当方は土地及び家屋の調査・測量並びに登記申請の代理の業務を行っております司法書士。土地家屋調査士事務所でございます。この度、山本様のご所有地に隣接しております南側の土地（賃貸マンション、ユークリッドブルーバード）の所有者であります和田様より土地の測量を依頼され、現地調査しましたところ、道路側の境界点には以前入れられていたと思われる境界標がなくなっております。そこで、現地にて境界の確認をしていただいた後、境界標を埋設し、後日協定図面に承諾印（印鑑証明書付き）を頂戴いたしたいと思っております。なお、1985（昭和60）年に前の所有者と山本様の間で、境界協定をされたと思いますが、当時と状況が変わっており、境界標も亡失しているため、新たに境界協定をさせていただきたくお願いいたします。つきましては、境界確認の立会いをお願いいたしたくお手紙にて誠に失礼でございますが、ご挨拶を兼ねて資料を送付させていただいた次第でございます」と書かれていた。

亡くなった親父が関電所有地側だけでなく、反対の南側の境界も阪神淡路大震災で動いていると言っていたのを記憶しているわたしは、この藤井事務所からの連絡に対しての返事として、2013年6月10日付けの「西宮市坂手町の土地境界立会いの件について」との標題を付け文書を郵送した。

貴事務所が速達の封書を郵送されながら、返信が遅れて誠に申し訳ありません。ユークリッドブルーバードと称するマンションの土地を所有される和田さんに代理し、業務を行っておられる西宮市の

土地についてのことです。貴事務所から、隣地境界に関する協定締結のため立ち合いが求められております、西宮市坂手町の土地所有者は封書の宛先とされた山本多美代ですが、彼女は配偶者であった山本隆司の没後、体調を損ね、高齢でもあり、現在は大阪府南河内市の老人福祉施設に入っております。彼女の娘である黒田敬子（嫁ぎ先の大阪府東河内市在住）が成年後見人を務めております。わたしは、彼女の長男で、現在、職務の関係で大阪府和泉市に住んでおります。坂手町の土地を敷地とする木造2階建ての住居には、管理を兼ねてわたしの家人が住んでいます。今回の隣地境界に関する協定締結については、妹とも相談をしなければなりません、おそらくわたしが窓口になるものと思われれます。

貴職も、業務上、全国各地で民事事件において隣地境界をめぐるトラブルが多発し、その解決に無駄な時間とエネルギーが浪費されていることはよく御存じだと思います。わたしも身近なところにおいては、できるだけ将来における紛争発生への懸念を取り除いておきたいと念じています。隣地境界を画定する協定を結ぶにあたっては、坂手町36番の土地の現在の所有者である和田さん、そしてこれから譲渡を受け、隣人となるというよりも、隣地とそこに建つマンションの所有者となる個人や法人と良好な関係を維持し続けたいと思っております。

結論から言いますと、現在の塀が設置されているところで民々境界確認をしていただき、現在の事実上合理的な私法的土地利用秩序をあらわしている占有界ないしは所有権界にもとづき更生登記していただきたいと考えております（土地家屋調査士を擁する貴事務所の専門的職務範囲のはずです）。もしくは同等の法的効果が実現しうる措置をお願いしたいと念じています。

その理由は、1995年（平成7年）1月17日に発生したマグニチュード7.3の阪神淡路大震災にあります。坂手町を含む西宮市は

震度7で、当時は坂手町のわたしどものうちの敷地内の庭にも見事な何センチかの落差のある地割れがしていました。ご存知の通り、付近では多くの人たちがこのときの震災で死亡いたしました。法務省民事局は「兵庫県南部地震による土地の水平地殻変動と登記の取扱いについて（平成7年3月29日付け法務省民三第2589号民事局長回答）で、以下のような公権的判断をしています。……（法務省回答略）……

この法務省通知にしたがえば、阪神淡路大震災の震度7の揺れに強襲された西宮市坂手町一帯は‘土地の筆界も相対的に移動したものとして取り扱う’べきところであったことがわかります。

2005（平成17）年の不動産登記法等の一部を改正する法律によって新たに導入された筆界特定制度なども同様ですが、かつての筆界（公法上の土地の境界）を無理やり探し、それぞれが長年にわたり公然占有してきた現在の坂手町の拙宅と和田さん所有の土地との事実上の境界とは別にわずか1平方メートルにも満たない財産上はほとんど価値のない地片の齟齬を見つけ、‘公法上の境界’とするものをあたかも民法上の土地所有権の境界でもあるかのように取扱い（それが多くの場合に行われるようですが）、後々の紛争の種を作ることは得策だとは思えません。現在の塀が設けられ、死んだ親父が目隠しをつけてくれと和田さんをお願いし、その上にフェンスをつけていただいたわけですが、それは相続が困難で前所有者が和田さんに売却されたときの事実上の境界にそのまま設置されたものです。そしてその境界こそが地震以前の筆界だったはずです。

上記に述べた卑見に合理性があると思われ、現行土地利用秩序を尊重されるご意向をもたれ、和田さんの利益を配慮されながら、処理されようとされるのであれば、最大限のご協力を惜しみません。早期の決着を目指します。現実の長年にわたる私法上の土地利用とは別に‘公法上の境界’を敢えて探し求める無益なお仕事をされる

のであれば、立ち合いは遠慮させてください。近い将来の意味のない紛争に道を開くことになりかねないからです。

専門的な知識とスキルを備える貴事務所の大所高所からのご判断を切にお願いいたします。

わたしの素人的な意見に対して、藤井さんは6月13日付で、次のような返事をくださった。

お手紙拝読させていただきました。山本様の貴重なご意見ありがとうございます。早速、和田様と連絡をとりまして山本様のお申し出を伝えましたところ、山本様のご主張の通りで、境界協定をすることで同意されました。

つきましては、測量図面と現況写真をお送りいたしますので、現地に来られる日時をお教えいただければ幸いに存じます。

ご連絡いただきましたら、当日現地にてお待ちしておりますので、よろしくお願いいたします。

これで南側の境界問題は円満に落着いてしまった。岸和田簡易裁判所で民事調停の手続きを無駄に繰り返している関電側の境界紛争とその反対側の和田さん所有の土地とは、まったく事情を同じくしている。南側の和田さんとの境界協定は現在の事実上の敷地境界を筆界とすることで、あっけないほど簡単に解決してしまった。この藤井さんが迅速かつ巧みに和田さん所有の土地との境界協定を締結したやり方は、その気になれば関電にもやれたはずである。マートンホームに話をし合意を取り付ければ、現況土地利用を踏まえた更生登記ができたはずである（1㎡にもみたくない登記簿上の微小な関電所有地も出てこなくてすんだ）。ばかばかしいとしか言いようがない。

6. 第4回調停は

岸和田簡易裁判所調停2係から、2013（平成25）年7月2日付の調停期日呼出状が届いた。7月9日（火）午後1時30分、場所は‘当裁判所第6

調停室（3階）とある。併せて、7月2日付けの事務連絡が封入されており、「前回の調停期日でお話のありました調停案（和解案）が申立人から提出されましたので送付いたします」とあった。その申立人、関電側から提出された‘和解案’という標題のついた文書1枚を下に掲げる。

前回の期日で検討することといたしておりました事項につきましては、下記の通り、ご提示いたします。

1. 書面の提出可否

調停調書に以下の内容を記載する。

（記載内容（案））

弊社は、弊社所有の本件土地上に存する柵、カーポート、庇の取り扱いについて、これらの物件を管理している山本様に協議を申入れておりました。しかし、申入れにおいて、弊社が十分に説明ができていなかった等、対応に不備があったことから、今回山本様が気分を害されてしまったと考えております。今後は、このようなことがありませんよう、注意してまいります。

2. 土地代の検討

分筆費用の請求を撤回し、土地代を金217,000円とします。なお、本件土地所有権登記に係る費用の一切は、買主である山本様のご負担といたします。

3. 本件土地上に存するコンクリートブロックの取扱い

本件土地上には、隣接地（関電からマートンホーム、さらに譲渡された現在居住する隣人の敷地）の所有者が所有するコンクリートブロック塀（もともとは大震災後、関電が設置したもの）の一部が設置されています。山本様は、弊社から本件土地の譲渡を受けた後、隣接所有者に対し、本物件の設置を容認するとともに、償金の請求等を一切しないものとします。なお、

この取扱いについて山本様と隣接土地所有者との間で書面を取り交わしていただきたいと考えております。

この関電から示された和解案を見せられて、もう嫌になった。何のために、お互いに貴重な時間をつぶして、これまで3回も調停期日に臨んできたのか。ばかばかしくなって、やおら最後通牒を書くことにした。南側敷地境界で円満に片が付いたことも自信をもたせた。7月4日付で、下に掲げる‘提示された和解案を拒否（意見）’と題する文章を書き、（確か）ファックスを裁判所に流した。

7月2日付の事務連絡に同封していただいた申立人関西電力株式会社
の提示した和解案はとうてい受け入れることができません。この
延長上で簡易裁判所が調停を進められる場合には、異議申し立て
を行います⁹⁾。理由は以下の通りです。

① 5月末に山本多美代（被申立人 山本順一の母親）が所有する
坂手町の土地に南接するマンション ユークリッドブルーバード
の敷地を所有する和田豊ほかから筆界確定の手続きをしたいと
の申し入れがあった。測量によって、阪神淡路大震災により3
センチ南に土地が動いていることが判明した。事務を委任され
た司法書士・土地家屋調査士をまじえ話し合い、先日、現在の占
有界を筆界とすることで筆界確認書を取り交わした。法務省民
事局の「兵庫県南部地震による土地の水平地殻変動と登記の取
扱いについて」（平成7年3月29日付け法務省民三第2589号民
事局長回答）という通知の存在もあり、1か月足らずで円満に
現在の占有界を筆界とすることで合意に達することができた。

同じ事情にある坂手町の関電所有名義の極小地片についても
同様の処理ができたはずであるし、被申立人は同じことを関電

9) まずこのような調停委員が一生懸命和解を進めている紛争ではありえないのであるが、調停委員会は調停に代わる決定を行う権限をもっている（民事調停法17条）。しかし、当事者から異議申し立てがあれば、この調停委員会の決定はその効力を失う（同法18条）ということ意識しての表現である。

担当者に言ってきた。申立人関電が、この合理的な解決手法を一顧だにすることなく手続きを進めて今日の紛争に至ったわけである。不動産取扱いの専門部署としてはあまりにもお粗末な処理をしたわけで、その責めは関電側が負うべきである。

- ② 和解案に示された「書面の提出可否」であるが、説明の不備という言い方をされているが、居丈高な確認書の内容をゴリ押しし、内容に対する相互の検討を拒否したのは申立人の側であって、(当初の確認書案を)十分に説明しさえすれば合意に至るわけではなかったのであって、中身の検討に関しても不誠実であったことを認めるべきである。たんに被申立人が気分を害したというのではなく、南接する隣地との交渉合意と比較しても、合理性に乏しいからハンコをつかなかったので、感情的な問題でことここに至ったわけではない。
- ③ 「土地代の検討」に示されている 217,000 は(現実には)土地代とするものの(ほぼ)全額¹⁰⁾で、ふりまわされた被申立人として、「(申立人は) なにも悪いことをしているわけではない。土地をまるごと買え」と言っているにひとしく、とても呑めるものではない。徐々に減額交渉に応じ、そこそこのところで妥結すればよい、という姑息な交渉態度がうかがえ、その不誠実さにはほとんど愛想がつきる。被申立人としては、紛争の継続は望むところではないので、ほんとうは南接する土地のように無難に合意できたはずであるが、一定の金額は仕方がないと前回の調停でも担当者に告げ、そのことは申立人にも伝わっているはずであるが、「まるごと買い取れ」というのはおかしい。
- ③ 「本件土地上に存するコンクリートブロックの取扱い」についても、南接する坂手町 36 番の土地所有者が阪神淡路大震災で土地が動いたということを相互に認識しつつ、合意した事実を徴す

10) ここで提示された金額は関電側が時価とするものの 8 割相当額で、下にもあるように、あらためて登記費用をこちらにもとっているの、それを足しあげれば現実には譲歩していないに等しい。

れば、大震災なき状態での論理であまりにもひどい。

以上の理由で、三度目の話し合いというのに申立人はなんの学習もせず、かたくなな態度に終始しており、申立人の提示した和解案は全面的に拒否する。

7月9日（火）の午後1時半、いつもはおふくろの見舞いに行く日であるが、仕方なくマイカーで岸和田簡易裁判所に向かった。指定された調停室に入り、いつもの調停委員さん2名とお会いするなり、「もうやめましょう」と切り出した。南側の和田さんとの1件の話もした。調停委員のひとりとは、ボソッと更生登記もあり得たというニュアンスのことを言われたように記憶している。調停委員の方もいっておられたが、4度も調停期日を実施するということは極めて珍しいようで、「わたしも経験したことがない」と言っておられた。そして、調停委員のお二人は、わたしに席を外させ、わたしは待合室に控え、関電側を調停室に呼び入れられた。密室での話は分からない。あらためて調停室に呼ばれ、はじめて関電側担当者のさえない雁首ふたつをみるとともに、調停主任である裁判官の顔もそのときはじめてみた。調停主任氏は、「申立人の関電側は、調停申立てを取下げられました¹¹⁾。これで調停手続きは終わります」とのたまわれた。訴訟物が50万円足らずでは、訴訟経済の点で引き合わない。実質、関電の見事な負けである。

大震災で大地が動き、現実に眼に見えない筆界が動いたにもかかわらず、自分たちの都合で筆界らしいものを探しだし、従前は適法に実父が所有していたはずの土地の先端部分をわがものと言い募ってきた関電側が、実はかつて自らが設置した境界のコンクリートブロックが関電側の見方でもこちらの‘土地所有権’を侵害していた事実を最後の最後に認め、みずからは手を下さず、現在の相隣関係で処理してください、すでに譲渡したわたしどもは関係ありませんというのも虫が良すぎる。

大震災前後で大地が歪み、かつての筆界と占有界の乖離は、当初は0・63

11) ‘調停の申立ての取下げ’は、民事調停法19条の2が定めている。

m²といていたものが実はもっと少なく、0.5 m²をきっており、南接地と同様、関係者を説得し、現在の占有界で更生登記をすれば市民社会に余計な波風を立てることはなかった。

この極小の地片の所有権らしき外観をもつものを活用し、さらに今後わたしに嫌がらせをしようとするれば、そのときはローマ法以来の法原則である権利濫用の法理の適用を免れないであろう。現在の土地登記簿は電子化されている（ハズである）。現実の大地には関西電力所有の旗の立った0.63 m²は見えるはずもないが、法務局のデータベースの世界の中には記念碑として存在し続ければよい。現実の本件土地はやがて私法的には取得時効が支配するところとなる。

本稿の意義は、紛争の根因であった、調停委員氏の言葉によれば、関係業務のマニュアルにそった信じられないような文言で、しかも関係職員が一字一句変更する交渉のテーブルにつけなかった確約書案の存在を明らかにし、関西電力という大企業が体質の一部にもっているかもしれない、時代錯誤の事大主義的な組織文化を断罪するところにある。担当役員がわたしと同じような経験をすればどのように感じるか…… わかってはいただけないでしょうね。

ちなみに、ある書物によれば、平成23（2011）年度の司法統計は、一般民事調停事件の新受事件総数5万2814件のうち、「調停成立34.5%、調停に代わる決定27.7%（うち異議の申立ては全終局事件の0.3%）、取下げ10.1%、調停不成立25.1%」¹²⁾だそうである。わたしが突如巻き込まれた民事調停事件は全体の1割にあたる「取下げ」で落着いた。

（やまもと・じゅんいち／経営学部教授／2013年10月7日受理）

12) 大段亨・正木常博・岡田洋佑『簡裁関係訴訟（最新裁判実務大系）』青林書院、2013、pp.532-33.

The High-handedness of Kansai Electric Power Co., Inc.
in a Nook of Civil Society

YAMAMOTO Jun-ichi

It is the intent of this paper to point out the high-handedness of Kansai Electric Power Co., Inc. (KEPCO), that is one of typical powerful, regional monopolistic enterprises in Japan. The company came out in the author's presence as a real estate business. Great Hanshin Earthquake occurred in 1995 influenced the boundaries between privately-owned lands around Nishinomiya City. This story is the course of a legal dispute about the privately-owned land boundary between a ordinary citizen and KEPCO, which followed upon the civil conciliation procedure in a summary court.